

令和4年8月19日発行

## I 【重要】介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画書の提出期限は令和4年8月31日（水）です。

令和4年10月に介護職員の賃金を月額3%引き上げるための措置として介護職員等ベースアップ等支援加算が新設されます。

10月から加算を算定する場合は、令和4年8月31日（水）までに令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算計画書の提出及び体制届の提出が必要となりますので、各指定権者（県（保健福祉事務所）、中核市、市町村・広域連合）へ提出してください。（介護職員処遇改善支援補助金については県内全ての事業所について長野県が提出先でしたが、当加算については各事業所の指定権者が提出先となりますので、ご注意ください。）

なお、様式等詳細については、下記ホームページに掲載しています。

### ●掲載先URL（長野県ホームページ）

「ホーム」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課紹介」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」→「介護職員等ベースアップ等支援加算について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/baseup.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## II 【重要】令和4年度介護保険施設・事業者研修会資料の追加の掲載について

標記の研修会について、資料を県ホームページへ掲載した旨を、令和4年7月20日発行の「介護インフォメーション'22 vol.4」にてお知らせしたところですが、有料老人ホームの資料を追加で掲載しましたのでお知らせします。

### ●掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2 県からのお知らせ ○令和4年度介護保険施設・事業者研修会の中止について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

※上記場所の下にある「令和4年度介護保険施設・事業者研修会資料について」をクリックすると各種資料が確認できます。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## III 令和5年1月から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成31年4月24日付け厚生労働省事務連絡）で周知されたとおり、新商品について3か月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

今般、令和5年1月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

### ●掲載先URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「福祉用具」→「(参考) 福祉用具全国平均貸与価格・貸与価格の上限公表に係る関係通知等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）令和4年度」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」 <http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## IV 介護ロボット導入支援事業及びICT導入支援事業の補助要望について（照会）

このことについて、来年度（令和5年度）の補助事業の利用予定を把握し、予算要求の参考としたいので、介護ロボット及びICTの導入計画のある場合には、下記により回答願います。

### 1 調査対象施設

県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所

### 2 調査票について

(1) 様式・提出先 ながの電子申請サービスから提出

URL: [https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=24374](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=24374)

(2) 提出期限 令和4年9月20日(火)

3 留意事項

令和5年度に介護ロボット導入支援事業及びICT導入支援事業による補助要望がある場合は、必ず本調査にご回答ください。ご回答がない事業所については、補助要望がないものとして扱います。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129(直通)

## V 「第3回長野県介護技術コンテスト」を開催します。

長野県社会福祉協議会では、介護の仕事を目指す学生や介護職員が、利用者の望む生活を実現するための介護技術を競い、介護のすばらしさを動画で発信する「長野県介護技術コンテスト」を開催します。

今年度は、介護技術を競う「規定部門」と介護や生活支援を要する人の夢や思いを実現する「エピソード部門」の2部門で参加チームを募集します。

※詳細は、以下のURLをご覧ください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/20223.php>

<<概要>>

- 1 募集内容 (1) 規定部門  
テーマに課題に沿って、介護の実演動画を作成してください。  
(2) エピソード部門  
介護や生活支援を要する人の夢や思いを実現するエピソード動画を作成してください。
- 2 参加対象 高校生、介護福祉士養成校の学生、介護職員
- 3 スケジュール 9月16日(金) エントリー 締切  
9月30日(金) 応募動画提出 締切  
11月12日(土) 表彰式
- 4 問合せ先 長野県社会福祉協議会 電話：026-226-1882 E-mail: [vcenter@nsyakyo.or.jp](mailto:vcenter@nsyakyo.or.jp)

## VI 介護現場における多様な働き方導入モデル事業について【募集中】

1 事業目的

リーダー的介護職員の育成を行うとともに、多様な人材層(若者・女性・高齢者)を対象とした多様な働き方や柔軟な勤務形態(朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等)を介護事業所が導入することにより、効率的・効果的な事業運営を図り、広く他の介護事業所の参考となるような取組みを行う事業に係る経費に対し、予算の範囲内で支援する補助事業です。まずは、下記担当係あて、お気軽にご相談ください。

2 事業主体 介護保険サービス事業所等

3 事業内容

本事業は、原則として以下の内容を全て行っていただきます。

- (1) 事業の企画や分析等を行う企画評価委員会の設置・運営
- (2) 地域の特性を踏まえ、介護助手等多様な人材を呼び込むとともに、OJT等により育成する取組
- (3) 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(平成31年3月厚生労働省老健局)を踏まえ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等による助言を得ながら実施する取組
- (4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討
- (5) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

4 補助率 3分の2以内

●掲載先URL(長野県ホームページ)

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」→「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/202107tayounamodel.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129(直通)

## VII 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

**更新申請受付期間** 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

| 有効期間満了日                            | 更新手続申請期間                            |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| 2022 年 10 月 1 日 ～ 2022 年 10 月 30 日 | 2022 年 8 月 11 日 ～ 2022 年 9 月 10 日   |
| 2022 年 11 月 1 日 ～ 2022 年 11 月 30 日 | 2022 年 9 月 11 日 ～ 2022 年 10 月 10 日  |
| 2022 年 12 月 1 日 ～ 2022 年 12 月 31 日 | 2022 年 10 月 11 日 ～ 2022 年 11 月 10 日 |
| 2023 年 1 月 1 日 ～ 2023 年 1 月 31 日   | 2022 年 11 月 11 日 ～ 2022 年 12 月 10 日 |

※令和4年(2022 年)8月及び9月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

**※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新 研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。**

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp